明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**七二）　一
○法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令（**国土交通**八四）　三

〔告　示〕
○租税特別措置法施行令第四十四条の二第一項の土地を指定する件（**法務**三七〇）　三
○所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針（**法務・国土交通**二）　四
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**二五三三～二五五〇）　七
○大阪ヘリポートの設置許可申請があった件（**国土交通**一二五二）　三
○所有者の探索について特別の事情を有する土地及び当該土地に係る土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者を定める告示（**同**一二五三）　四
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の名称等を変更する件（**同**一二五四）　四
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**環境**九八）　六
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（**同**九九）　六

〔官庁報告〕
公聴会
大阪ヘリポートの設置に関する公聴会（大阪航空局）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　五

省令

○農林水産省令第七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条の四第一項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月十五日

農林水産大臣　吉川　貴盛